

観光コンテンツ開発コンサルティング業務に係る企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、観光コンテンツ開発コンサルティング業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託先の第一候補者を選定するために必要な事項を定める。

2 公募期間

令和6年6月4日（火）～ 6月24日（月） ※参加表明書の提出は、6月20日（木）まで

3 業務内容

別添 仕様書のとおり

4 採用者数、予算額

1者 7,623,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）

予算額には、会議のための会場費、アドバイザーへの謝金等、業務に係る全ての経費を含む

5 応募資格

応募する時点で、次の要件を全て満たすものであること。

- （1）日本国内に事務所又は事業所を有し、かつ当該業務を的確に遂行するための能力を有していること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- （3）青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
- （4）法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- （5）会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- （6）宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

6 企画提案公募に関する質問

本企画提案に関する質疑は、次に定めるところにより行うものとする。

- （1）提出方法 質問書（様式1）により、質問趣旨を明確にしたうえ、下記「13 問い合わせ先」あてに電子メールにより問い合わせることとし、電話による質問は受け付けない。
- （2）受付期限 令和6年6月14日（金）17：00必着
- （3）回 答 令和6年6月18日（火）までに参加者全員に電子メールで回答する。

7 参加方法

本企画提案に参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明を行うものとする。

- （1）提出方法 参加表明書（様式2）を使用し、下記「13 問い合わせ先」に、電子メールにより提出すること（電話等により受信されているか確認すること）。
- （2）提出期限 令和6年6月20日（木）17：00必着

8 企画提案書

企画提案書は、次に定めるところにより作成し提出するものとする。

(1) 提出書類

①企画提案書

ア 仕上がりはA4サイズ（縦・横を問わない）、表紙・裏表紙を除き20ページ以内とし、提案記載ページにはページ番号を付すこと。文字の大きさは10ポイント以上とする。

イ 記載内容は、原則として当該業務の予算に係るものとし、別途予算を要する提案内容は区別して記載すること。

ウ 記載が必要な内容は以下の通りとする。

（ア）業務全般の運営方法・実施概要について記載すること。

（イ）観光コンテンツをどのように選び、どのような状態を目指して見直し・磨き上げを行うのか記載すること。

（ウ）仕様書で記載している企画案件（アイデア）を1例、提示すること。

（エ）開発を行う観光コンテンツの企画（20件）を提案する時期について記載すること。

（オ）アドバイスに係る会議の時期及び内容とアドバイザーについて記載すること。

（カ）県側の企画案件に対するアドバイスの視点や手法について記載すること。

（キ）本業務に係る担当者の配置及び連携事業者を含めた実施体制について記載すること。

②会社概要

ア 会社概要及びアピールポイントについて記載すること。

イ 過去5年間に受託した類似事業の実績（官民間わない）について記載すること。また、過去2年の間に国又は地方公共団体と、本業務の予算額である7,623,000円の8割以上（6,098,400円以上）の契約実績がある場合は、該当する業務について「契約の相手方」、「契約名及び主な業務内容」、「契約額」、「契約年月日及び履行年月日」を記載すること。

③経費見積書

総額及び内訳を記載すること。ただし、契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって契約金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当分を含めた金額を見積書に記載すること。

(2) 提出部数 印刷物7部（経費見積書は原本を1部、写しを6部提出）

(3) 提出方法 持参（土、日、祝日を除く。）又は郵送とする。（配達証明付き書留郵便に限り、受領期間内に必着のこと。）

(4) 提出期限 令和6年6月24日（月）12:00必着

9 審査

(1) 審査の方法

6月25日（火）から27日（木）にかけて、審査会における書類審査を行い、評価が最も高い者を委託先の第一候補者として選定する。

(2) 審査基準

① 企画内容の実現性、適格性、汎用性

・企画提案書の仕上がり

・事業趣旨を理解した運営方法・実施概要

- ・観光コンテンツ販売の継続性
- ・青森県内の事業者選定の適格性
- ・会議の開催と観光コンテンツを提案する時期
- ・会議の内容
- ・アドバイザーの人選
- ・アドバイスの視点や手法

② 実施体制・業務実績の妥当性

- ・実施体制の充実性
- ・類似の業務実績の有無

③ 経費の見積内容

- ・経費、積算の妥当性 等

(3) 審査結果の通知

- ①審査結果は、令和6年6月28日（金）までに電子メール及び書面にて通知する。
- ②審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

10 契約予定者との手続き

県は、第一候補者に対して、契約に必要となる確認・協議を行い、再度見積書徴取を行う。

11 スケジュール

令和6年6月	4日（火）	公募開始
	14日（金） 17時	企画提案公募に関する質問提出期限（電子メール）
	18日（火）	質問に対する回答（電子メール）
	20日（木） 17時	参加表明書等提出期限（電子メール）
	24日（月） 正午	企画提案書・会社概要・見積書提出期限（持参又は郵送）
	28日（金）	審査結果通知・契約手続き

12 その他の留意事項

- (1) 企画提案に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 使用言語は日本語とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うほか、関係法令を遵守すること。
- (5) 委託業務を履行するに当たり、個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月24日青森県条例第57号）を遵守し、適切に管理すること。
- (6) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、別途協議して定める。

13 提出先・問い合わせ先

青森県観光交流推進部観光政策課観光地域づくり推進グループ

〒030-8570 青森市長島1-1-1（県庁西棟4階）

TEL：017-734-9400 ／ FAX：017-734-8121 担当：中村

E-mail：kanko@pref.aomori.lg.jp